

「旅館業法施行細則」の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

令和5年6月14日に公布された「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号）及び同年8月3日に公布された「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第101号）により、旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡した場合、譲り受けた者は営業許可の申請ではなく、営業者の地位の承継承認の申請を行うことになることから、「旅館業法施行細則」（昭和33年神奈川県規則第1号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 営業許可の申請について、旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡した場合に譲り受けた者が添付する書類の省略の規定を削除する。（第2条第2項関係）
- (2) 旅館業営業許可申請書（第1号様式）の「申請区分」、「譲渡人の署名」、「譲受けの場合の構造設備等の変更の有無」の記載欄、及び備考を削除する。
- (3) 新たに旅館業営業譲渡承継承認申請書を規定する。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年12月13日